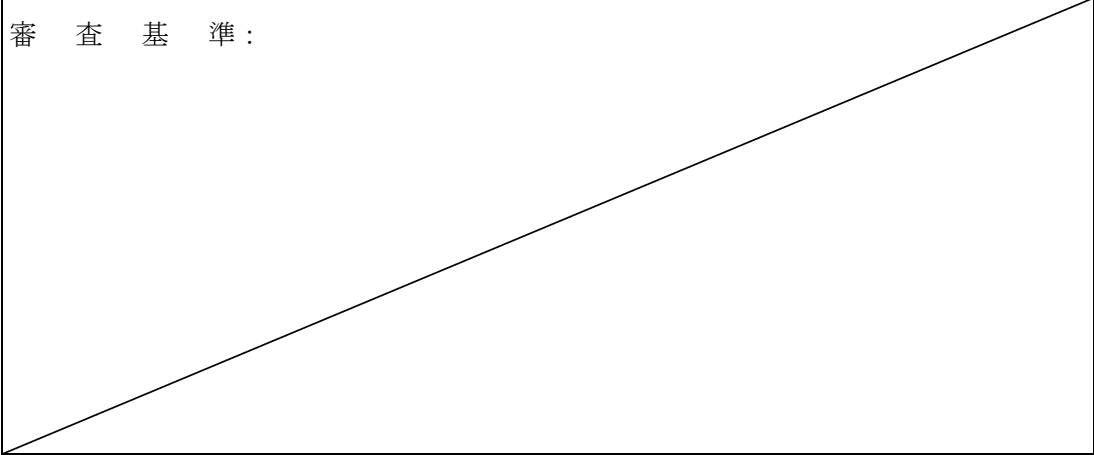


審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 3 1 条の 2 3 において準用する第 7 条第 5 項
処 分 の 概 要：相続の承認による許可証の書換え
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第 1 条（書換え申請書の提出）、第 8 5 条において準用する第 1 7 条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問 合 せ 先：島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（0852-26-0110内線3031）
備 考：